

与那国町における新型コロナウイルス感染症への対応について（第22報）

町民の皆様、関係者の皆様には、平素より新型コロナウイルス感染予防対策に、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

沖縄県では緊急事態の終了後の令和3年11月1日から30日までを「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」として、感染症対策の取り組みを継続的に実施してきたことにより新型コロナウイルスの流行は、ほぼ小康状態となっています。このような状況を踏まえて、沖縄県は新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を11月25日付けで発表しております。

については、本町においても冬季の感染症流行期における新たな感染者の発生を防止するために、沖縄県の新たな対処方針を町民・事業者・来島者へ周知し引き続き感染防止対策に取り組むことといたします。

年末年始においては、様々なイベントによる人と人の交流が活発になることが予想されます。感染拡大の兆候が確認された際は、再び行動制限を含めた措置が講じられることを忘れずに、継続した感染症対策の実行をお願いいたします。

今後も町民・事業者・関係機関・行政一丸となって、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努め、経済活動が一日でも早く回復できるようご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和3年11月25日

与那国町長 糸数 健一

〈沖縄県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針〉の概要

基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染流行を防止し、社会経済活動の安定的な実施のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項により県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。

【持続的な感染防止対策の実施】

・県の方針及び取り組み

- ・持続的な感染防止対策の定着のため、県民、事業者に対し引き続き呼びかける。
- ・感染の再拡大がみられた場合は以下の通り取り組む。

※注意報対象地域を指定した注意報の発令、必要な措置の要請等

- ・季節的な行事に対する注意喚起を行う。

・県民の皆様への要請

- ・マスク着用や手洗い等の基本的な感染防止対策を行い行動すること。
- ・県外や離島への往来については、対象地域の情報をHP等で事前に確認し注意事項に従うこと。また、ワクチン接種の完了または事前のPCR検査の受検を推奨。

※4人以下・2時間以内の要請は解除（ただし、注意報対象地域は制限を実施）

・来訪者の皆様へ（往来に関するお願い）

- ・来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。

※来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。

滞在中に体調不良や発熱があった場合、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。

【行者専用相談センター沖縄 TEL098-840-1677 運営時間8：00 から 21：00 無休】

※その他の詳細について別途データをご参照ください。

※与那国町独自の対処方針は設定していません。